

	2) 交差点部分及び縁石の切り下げ部分	5	ア	段差は、車いすが通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの
			イ	すりつけこう配5%以下（やむを得ない場合8%以下）
			ウ	すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を確保
	3) 視覚障害者用誘導用床材	6		必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設（色は原則として黄色）
	4) バス、タクシーの乗降場及びその付近	7		停留所付近その他必要に応じていすの設置場所を確保
	5) 滞留場所	8		横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び横断地下道	1		階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置
		2		回り段の禁止
		3		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		4		段は識別しやすくつまづきにくいもの
		5		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設

4 公園				
項目	小項目	主な整備基準		
(1) 出入口及び改札口	1) 出入口	1	ア	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			イ	幅は、内法のり120cm以上
			ウ	縦断こう配は、8%以下
			エ	車いすが通過する際支障となる段差の解消
			オ	車止め柵さくの柵さくと柵さくの間隔が 90cm以上
	2) 改札口	2		改札口を設ける場合は1以上
			ア	幅は、内法のり80cm以上
			イ	戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸
			ウ	段差の解消
			エ	床面は、水平面の確保
(2) 園路	1) 園路	1		出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は1以上
			ア	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			イ	幅員は、内法のり120cm以上
			ウ	縦断こう配は、8%以下、横断こう配はおおむね水平
			エ	縦断こう配4%以上の場合は50m以内毎に踏幅150cm以上の水平部分を確保
			オ	縁石の切り下げ部分は、幅120cm以上すりつけ勾配は8%以下とし、かつ、段差の解消
	2) 階段	2	カ	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた
			ア	幅は、内法のり120cm以上
			イ	手すりの設置
			ウ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			エ	高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置
			オ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
	3) 併設の傾斜路	カ	ア)	幅は、内法のり90cm
			イ)	縦断こう配は、8%以下
			ウ)	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
			エ)	手すりの設置
(3) 駐車施設	1) 車いす使用者用駐車施設		オ)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			カ)	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
				多数の者が利用する駐車場で、50台以下の場合1台以上、50台を超える場合は50台ごとに1台加算した数
			ア	出入口に近い位置
			イ	幅350cm以上
			ウ	車いす使用者用である旨の表示
	2) 通路		エ	水平面の確保
			ア	「(2) 園路」と同じ
(4) 案内表示等	案内表示等	1		高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等
		2		必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置

5 路外駐車場		
項目	小項目	主な整備基準
(1) 出入口	出入口	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		イ 幅は、内法のり80cm以上
		ウ 車いすで通過する際支障となる段差の解消
(2) 敷地内の通路	1) 通路	車いす使用者用駐車施設に至る通路は1以上
		ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		ア) 段を設ける場合は、幅は、内法のり120cm以上
		イ) 手すりの設置
		イ ウ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		エ) 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置
		オ) 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設
		ウ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造のふた
	2) 傾斜路	エ 幅員は、120cm以上
		オ 高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置
		カ ア) 幅は、内法のり120cm以上、段併設の場合 90cm以上
		イ) こう配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
(3) 駐車施設	車いす使用者用駐車施設	ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
		エ) 手すりの設置
		オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ
		カ) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
		多数の者が利用する駐車場で、20台以上50台以下の場合1台以上、50台を超える場合は50台ごとに1台加算した数
		ア 出入口に近い位置
		イ 幅350cm以上
		ウ 車いす使用者用である旨の表示
		エ 水平面の確保

【参考：ハートビル法と人にやさしいまちづくり条例との比較】

用 途 区 分 等			整備基準（整備箇所）	
			ハートビル法	人にやさしいまちづくり条例
都 市 施 設	ハートビル法特定建築物	① 郵便局、法務局、税務署及び官公庁舎の施設等 ② 病院、診療所の医療施設等 ③ 保健、福祉施設等 ④ 博物館、美術館又は図書館の文化教養施設等 ⑤ 公衆便所 ⑥ 集会場、公会堂及び公民館 ⑦ 金融機関等の店舗 ⑧ 飲食店 ⑨ 百貨店、マーケット等物品販売店舗 ⑩ 理髪店、旅行代理店、クリーニング取次店等のサービス店舗 ⑪ 公衆浴場 ⑫ 体育館、水泳場、ボート場の運動施設等 ⑬ 劇場、観覧場、映画館又は演芸館 ⑭ ゲームセンター、パチンコ店等の遊技場 ⑮ 展示場、資料館等 ⑯ ホテル、旅館の宿泊施設等 ⑰ 一般公共の用に供される自動車庫車庫 ⑱ 公共交通機関の施設	①出入口 ②敷地内通路 ③廊下 ④階段 ⑤便所 ⑥駐車施設 ⑦昇降機	用途、規模等の区分に応じて設定 ①出入口 ②敷地内通路 ③廊下 ④階段 ⑤便所 ⑥駐車施設 ⑦昇降機
	人にやさしいまちづくり条例	○ 火葬場 ○ 教育施設等 ○ 事務所で特定規模以上のもの ○ 工場、研究所で特定規模以上のもの ○ 共同住宅・寄宿舎等で特定規模以上のもの ○ 国道、県道、市道及び開発行為により整備される道路 ○ 公園、児童遊園、動物園及び開発行為により整備される公園で特定規模以上のもの ○ 建築物以外の公共交通機関の施設 ○ 一般有料駐車場（路外）で特定規模以上のもの	○歩道、横断歩道橋等 ○出入口、改札口、園路、階段、駐車施設、案内表示等 ○改札口、乗降場、通路、階段、便所等 ○出入口、通路、駐車施設	○視覚障害者誘導装置 ○受付カウンター ○公衆電話所 ○券売場 ○改札口 ○館内案内板 ○観覧席 ○洗面所 ○浴室 ○更衣室等 ○授乳場所 ○おむつ交換台 ○乳幼児いす ○客室